●１　設置消火栓

(1) 新規の防火対象物又はその部分には、易操作性１号消火栓又は用途に応じて広範囲型２号消火栓・２号消火栓の設置を指導するものであること。

(2) 同一防火対象物での１号消火栓、易操作性１号消火栓、広範囲型２号消火栓又は２号消火栓の混在は認められないこと。ただし、改修等により、順次１号消火栓から易操作性１号消火栓等に改造する場合は、その限りではない。その場合でも、できる限り同一階又は同一区画内での混在は避け、操作性を統一させること。

(3) 施行令第 11 条第３項第１号ロの「有効に放水できる長さ」とは、それぞれのホース接続口の包含円の範囲内において、実ホース長さに放水距離（１号（易操作性含）及び広範囲型２号は７ｍ、２号は１０ｍとする。）を加えて消火できる長さをいう。　★

（例）易操作性１号消火栓
ホース長：３０ｍ、放水距離：７ｍ
よって有効放水長は最長で３７ｍとなる
※ただし、それぞれのホース接続口の包含円の範囲内に限る

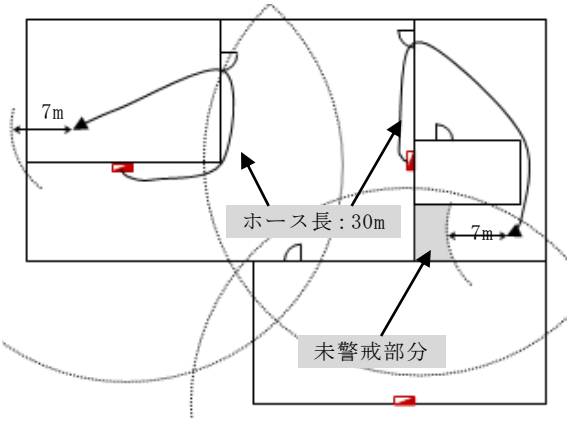

包含円の範囲外はホースが届く場合でも「有効に放水」ができる部分に該当しない

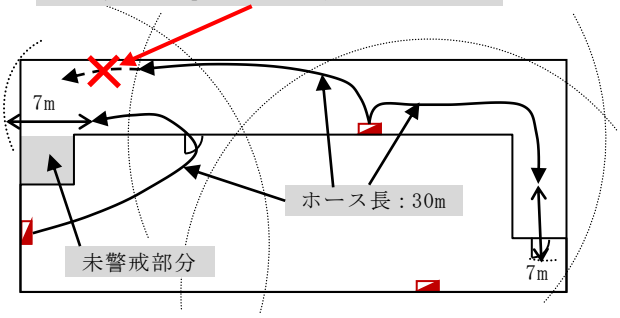

●２　消火栓箱

(1) 構造等

ア　屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成 25 年３月 27 日告示第２号）第３第１号の構造とは、厚さ 1.6㎜以上の鋼製又は強化ガラスと同等の強度を有するものとすること。

イ　外面の仕上げには、難燃材料以上の防火性能を有するものを全面に貼ることができるが、下図の例を参考に絵表示を設置すること。

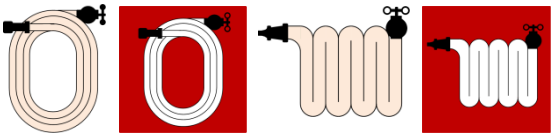

ウ　扉の大きさ及び箱の奥行きは、弁の操作、ホースの延長及びホースの収納に支障のないものとすること。

エ　扉の開閉方向は、ホースの主たる延長方向に支障のない向きに開放できるものとすること。

オ　消火栓箱は、周囲の環境に対して認識しやすいものとすること。

カ　天井設置型消火栓は、床スラブ等の構造材に強固に固定すること。　★

キ　天井設置型消火栓の降下装置は、次によること。

(ｱ)　天井設置型消火栓が設置されている場所を容易に見通せる概ね水平距離５ｍ以内の壁又は天井から吊り下げて設けること。　☆
なお、降下装置は、降下する消火栓と操作する人が干渉しない位置とすること。　☆

(ｲ)　降下装置の高さは、壁面に設ける場合は床面から 0.8m以上 1.5m以下、天井から吊り下げる場合は床面から概ね 1.8ｍの高さとすること。　★

(ｳ)　降下装置の操作部を壁等に設ける場合は、規則第１２条第１項第３号の規定による赤色の灯火をその上部に設けること。

(ｴ)　降下装置の操作部又はその直近には、降下装置の操作部である旨を表示すること。　★

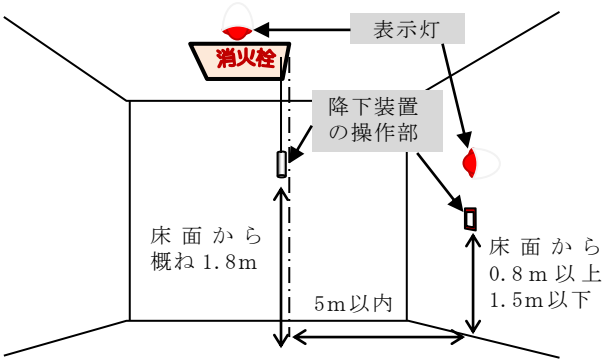

(2) 設置場所等

ア　原則として廊下、ロビー等の共用部分の見やすい箇所及び避難口又は階段に近い場所で、ホースの延長に際し支障のない位置に設置すること。

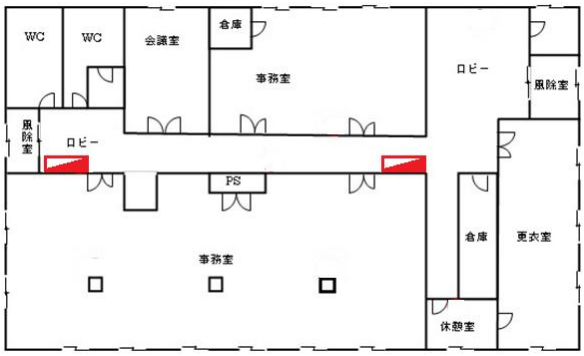

設置例

イ　室に設けるスペースがない又は廊下がほとんどなく踊り場に設けなければならない階の場合で、上階又は下階の消火栓で有効に警戒できる場合は、令第 32 条の規定を適用して当該階に設置しないことができる。　★

(3) 表示等
ア　消火栓の赤色灯火は、消火栓箱の上部（天井設置型を除く。）に設けること。
イ　消火栓箱の前面に設ける規則第１０条第１項第３号イの表示は、識別しやすい色で、かつ、１字につき５０平方㎝以上の大きさで「消火栓」（２号消火栓にあっては、「消火栓」又は「2号消火栓」）と表示すること。 ★
ウ　ホースを格納する扉の表面の引き手側上部には、易操作シール（１人操作可能なものに限る。）を貼付し、裏面には、操作方法を明記したものを表示すること。
エ　連結送水管の放水口を併設するものにあっては、前記(1)、(2)によるほか消火栓箱の前面には、赤地に白文字で「放水口」と表示する10 ㎝×30 ㎝以上の大きさの標識を設けること。
オ　自動減圧仕様の易操作性１号消火栓には、社団法人日本消防放水器具工業会の自動減圧仕様を表す認識ラベルを品質評価（認定評価）マーク付近に貼付すること。

●３　パッケージ型消火設備

(1)　表示灯の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにすること。
ただし、他の消防用設備等の電源と共有する場合で、他の消防用設備等に障害を及ぼすおそれがないときは、共有できる。
(2)　パッケージ型消火設備は、日本消防設備安全センター等による認定品とすること。
(3) 平成 16 年消防庁告示(以下「パッケージ告示」という。) 第 3 各号の「煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所とは、次のアからウまでのすべてに適合する場所であること。
ア 火災の際煙が有効に排除でき安全に初期消火を行うことができる、次のいずれかに該当する場所であること。
(ｱ) 外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部を有する場所
(ｲ)　建基準法施行令第 126 条の 3 に規定する排煙設備が設けてられている建築物又は建築物の部分
(ｳ)　建基準法施行令第 126 条の 2 各号に掲げる建築物又は建築物の部分
※　平成 12 年建設省告示第 1436 号に掲げる部分を含む（建基準法施行令第 126 条の 2 第 5 号）
(ｴ)　区画避難安全検証法（建基準法施行令第 129 条の 6)、階段避難安全検証法（建基法施行令第 129 条）又は全館避難安全検証法（建基準法施行令第 129 条の 2）により、建基準法施行令第 126 条の 2 及び第 126 条の 3 の規定が適用除外となる建築物又は建築物の部分
イ 避難中には避難口（規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号に定める出入口をいい、同号ハ中の括弧書きで除かれている出入口を含む。）を容易に見通すことができ（各部分から棚等による視覚障害がなく、出入口であることを直接判別できる状態をいう。)、又は当該開口部から避難できる、次のいずれかに該当する場所であること。
(ｱ)　避難口を容易に見通すことができる場所
(ｲ)　外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部から避難できる場所
(ｳ)　通路誘導灯又は誘導標識（蓄光式のものに限る。）の誘導により、避難口に到達できる場所
(ｴ)　避難口に面しない室のうち、当該室の出入口を容易に見通すことができる場所
ウ　自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室、通信機器室及び指定可燃物を貯蔵し、又は取扱う場所その他これらに類する場所以外の場所であること。
(4)　特例基準
次のいずれかに適合する場合は、令 32 条又は条例を適用し 12 号告示第３の要件にかかわらず、パッケージ型消火設備を設置できるものとする。
ア　地階又は無窓階を除くこととされているが次のいずれかに該当する場合
(ｱ)　地階が避難階となる防火対象物で規則第 5　条の５に規定する普通階である場合
(ｲ)　地階又は無窓階が受水槽、ポンプ室その他これらに類する場所のみである場合
イ　令別表第１（14）項に掲げる防火対象物で次のいずれにも該当し、消防長又は消防署長が認める場合。
(ｱ)　少量危険物の貯蔵又は取扱いがないこと。また、危政令別表第４の品名欄に掲げる物品（指定可燃物）で、同表の数量欄に掲げる数量以上の保管がないこと。
(ｲ)　自動火災報知設備の感知器を煙感知器（規則第 23 条第 4 項第 1 号ニに掲げる場所を除く。）とし火災の発生を早期に覚知できる場合
ウ　その他、消防長又は消防署長が防火対象物の位置、構造又は設備等の状況から判断して、12 号告示の基準によらなくとも安全を確保できると認める場合